

令和5年度

御殿場市水質検査計画書

御殿場市水道事業

はじめに

この水道水質検査計画は、お客様に安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、水道法施行規則第15条第6項に基づき、御殿場市が実施する水道水の定期及び臨時水質検査の計画を策定したものです。

当市では、平成15年に水道法施行規則（平成16年4月1日施行）が改正され、平成17年度から水質検査計画の策定が義務づけられたことにより、水質基準に適合する水道水を供給するための水質検査を実施し、検査結果をホームページ上で公表してきました。

ここに、令和5年度の水質検査計画を策定しましたので公表します。

また、計画に基づいて実施した水質検査結果も公表し、お客様の意見等を踏まえて毎年度計画の見直しを図っていきます。

令和5年度 水道水質検査計画目次

1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	1
3. 水質管理において留意すべき事項	4
4. 検査項目及び頻度	5
5. 採水地点	9
6. 水質検査の方法	10
7. 臨時の水質検査	11
8. 検査結果の評価	11
9. 水質検査計画及び検査結果の公表	12
10. 関係者との連携	12
資料1	13

1. 基本方針

水道法第20条に基づき、水道水が水質基準等に適合し、安全であることを確認するため、以下の方針に基づいて水質検査を行います。

(1) 水質検査採水地点

- ①浄水：配水池24か所の各配水系統の流末で、水質基準が適用される水道水の給水栓とします。（各配水池は、「5. 採水地点（御殿場市水道全体図）」図の配水池を参照）
- ②原水：水道水源46か所の水源井戸とします。（水源は、「5. 採水地点（御殿場市水道全体図）」図の水源を参照）

(2) 水質検査項目

- ①浄水：検査項目は、義務づけられている水質基準項目及び検査計画に含めることが望ましいとされる水質管理目標設定項目について検査します。
- ②原水：浄水と同様に、水質基準項目及び水質管理目標設定項目のうち農薬類について、原水で検査して監視します。また、クリプトスポリジウム対策として指標菌検査を実施します。

(3) 検査頻度

水道法及び過去の水質検査結果などに基づき、項目に応じて検査頻度を設定し実施します。

2. 水道事業の概要

水道原水として富士山及び箱根山を源とする地下水を利用している当市は、水質及び水量も安定しており、良質で安全な水道水を供給しています。

御殿場市の水道事業は、印野地区を除く上水道及び印野地区の印野簡易水道に区分けされており、両水道事業の給水計画は次表のとおりとなっています。

区 分	計画給水人口	計画1日最大給水量
上 水 道	86,200 人	42,500 m ³ /日
印野簡易水道	1,950 人	1,450 m ³ /日

また、水源は両水道とも全て地下水を利用しており、井戸から汲み上げた地下水は、配水池のタンク内での消毒及び滅菌後、各家庭へ配水しています。

主な施設は次表のとおりです。

上水道

配水場名		容量 (m ³)	水源名称		深度 (m)	取水能力 (m ³ /日)
1	茱萸沢第1配水場	3,300	1	茱萸沢第1水源	100	4,032
			2	茱萸沢第5-1水源	70.8	3,024
2	茱萸沢第2配水場 茱萸沢第3配水場	2,300 4,000	3	茱萸沢第3水源	220	3,024
			4	茱萸沢第4水源	80	2,592
			5	茱萸沢第5-2水源	100	2,448
			6	茱萸沢第7水源	130	2,160
			7	茱萸沢第8水源	200	1,900
3	仁杉配水場	1,000	8	仁杉第1水源	130	2,016
			9	仁杉第2水源	132	2,016
4	上の山配水場	320	10	上の山水源	110	3,600
5	東山配水場	1,500	11	東山第2水源	150	1,512
			12	東山第6水源	170	1,728
			13	東山第7水源	202	1,699
6	二の岡配水場	2,000	14	二の岡第1水源	200	2,880
			15	二の岡第2水源	250	1,900
7	富士岡第2配水場	800	16	富士岡第2水源	133	1,440
8	神山配水場	1,000	17	神山第1水源	68	1,008
			18	神山第2水源	300	1,857
9	沼田配水場	1,350	19	沼田水源	180	1,728
			20	富士岡第1-2水源	50	2,592
10	馬見塚配水場	995	21	北畑水源	80	1,800
11	夏刈配水場	3,000	22	夏刈水源	150	2,448
			23	夏刈第2水源	150	2,001
12	川柳配水場	1,545	24	川柳水源	170	1,440
			25	大子山第2水源	180	1,872
13	永塚配水場	500	26	永塚第1水源	100	1,512
			27	永塚第2水源	133	1,210
14	杉名沢配水場	1,600	28	杉名沢第1水源	67.5	1,152
			29	杉名沢第2水源	130	1,339
			30	杉名沢第3水源	180	1,584
15	大子山配水場	600	31	大子山第1水源	170	864
16	滝ヶ原配水場	700	32	自衛隊第2水源	190	1,210
			33	自衛隊第1水源	180	1,296
			34	滝ヶ原水源	170	1,195
			35	鍋有沢水源	150	1,440

17	上合配水場	900	36	上合水源 (越土橋)	120	1,728
			37	北上合水源	74	2,002
18	高根第1配水場	2,200	38	高根第1-1水源	25	605
			39	高根第1-2水源	53	2,448
19	高根第2配水場	1,000	40	高根第2水源	150	720
			41	水土野水源	200	1,728
20	高根第3配水場	1,000	42	高根第3水源	150	2,304

印野簡易水道

21	小木原第1配水場	800	43	小木原第1水源(休止)	136	432
			44	小木原第2水源	170	820
			45	小木原第3水源	180	1,584
22	高区配水場	200				
23	御胎内配水場	200	46	小屋入水源	140	460
24	本村配水場	210				

3. 水質管理において留意すべき事項

お客様に供給する水道水は、金属やトリハロメタンなど、すべての項目で水質基準に適合しています。

過去には水源で地下水汚染が判明した井戸があることから、水質管理上注意すべき施設での内容を下表に示します。

原水(深井戸)	永塚1号水源
浄水(当該配水場)	永塚配水場
留意すべき事項	過去に有機塩素系溶剤による汚染があり、一時使用を休止したが、平成11年以降は水質基準値以下に改善されている。しかし、今後も注意を払っていく必要がある。
対象項目	テトラクロロエチレン
対処方法	当該項目に係る原水及び浄水の水質検査を増やし、常に監視する。

4. 検査項目及び頻度

水質検査項目及び検査頻度は、水道法はもとより、農地やゴルフ場で使用される農薬等を加味して設定しました。

(1) 水質基準項目検査

水質基準が適用される蛇口及び水源での水質検査項目、水質検査頻度は、以下の方針に基づいて実施します。

① 浄水（参考「資料1 浄水の検査頻度の検討資料」）

ア 蛇口における毎日検査の3項目

水道水の色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日1回行う。

イ 月1回検査の9項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目については、毎月1回行う。

ウ 3か月に1回検査

水道法の基本検査頻度が3か月に1回の項目のうち、以下に該当する項目

- ・資料1の備考欄に省略不可項目と記載のある12項目
- ・過去3年間の検査結果から判断して、測定回数が省略できない項目

エ 1年に1回検査

1年に1回及び3年に1回へと検査回数を省略できる項目

※3年に1回へと検査回数を省略できる項目についても最低年1回は検査を実施し、水質が安定し良好であるか確認する。

② 原水

ア 法令に基づく39項目（全51項目の内、消毒副生成物類11項目及び味を除く）は、年1回の検査頻度で水質検査を実施します。

区分	番号	検査項目	水質検査を行う場所及び検査頻度				
			配水場末端の蛇口（24か所の浄水）				原水（46か所の井戸水）
			毎日	月1回	3月に1回	年1回	年1回
毎日検査 （法定検査）		色、濁り及び残留塩素濃度	● 3				
微生物	1	一般細菌		●			●
	2	大腸菌		●			●
金属類	3	カドミウム及びその化合物				●	●
	4	水銀及びその化合物				●	●
	5	セレン及びその化合物				●	●
	6	鉛及びその化合物				●	●
	7	ヒ素及びその化合物				●	●
	8	六価クロム化合物			●		●
無機物	9	亜硝酸態窒素				●	●
無機物質 消毒副生 成物	10	シアン化物イオン及び塩化シアン			●		●

区 分	番号	検査項目	水質検査を行う場所及び検査頻度					
			配水場末端の蛇口 (24 か所の浄水)				原水 (46か所の井戸水)	
			毎日	月 1 回	3月に1回	年1回	年 1 回	
無機物	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				●	●	
	12	フッ素及びその化合物			●		●	
	13	ホウ素 及びその化合物				●	●	
	有機物	14	四塩化炭素				●	●
		15	1,4-ジオキサン				●	●
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2 ジクロロエチレン			●		●
		17	ジクロロメタン				●	●
		18	テトラクロロエチレン				● ^(注)	●
		19	トリクロロエチレン			●		●
		20	ベンゼン				●	●
健康に関する項目	消毒剤及び消毒副生成物	21	塩素酸			●		
		22	クロロ酢酸			●		
		23	クロロホルム			●		
		24	ジクロロ酢酸			●		
		25	ジブromokロロメタン			●		
		26	臭素酸			●		
		27	総トリハロメタン			●		
		28	トリクロロ酢酸			●		
		29	ブromोजクロロメタン			●		
		30	ブromホルム			●		
		31	ホルムアルデヒド			●		
水道水が有すべき性状に関する項目	無機物	32	亜鉛及びその化合物				●	●
		33	アルミニウム及びその化合物				●	●
		34	鉄及びその化合物				●	●
		35	銅及びその化合物				●	●
		36	ナトリウム及びその化合物				●	●
		37	マンガン及びその化合物				●	●
		38	塩化物イオン		●			●
		39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			●		●
	その他	40	蒸発残留物			●		●
	有機物	41	陰イオン界面活性剤				●	●
		42	ジェオスミン(粉末活性炭処理)				●	●
		43	2-メチルホルムアル(粉末活性炭処理)				●	●
		44	非イオン界面活性剤				●	●
		45	フェノール類				●	●
		46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		●			●
その他	47	pH 値		●			●	
	48	味		●			●	
	49	臭気		●			●	
	50	色度		●			●	
	51	濁度		●			●	
検査項目数			3	9	18	24	39	

(注):永塚配水場の浄水中のテトラクロロエチレンの水質検査は、月 1 回の頻度で実施する。

(2) 独自の水質検査

当市が独自の判断で行う水質検査項目及び検査頻度については、水道水質管理上留意すべきものとして目標値が定められている水質管理目標設定項目、水道におけるクリプトスポリジウム対策を以下のとおり実施します。

① 浄水

ア 水質管理目標設定 27 項目のうち、農薬類と PFOS・PFOA 及び水質基準項目と重複する 9 項目を除いた 18 項目について、年 1 回の水質検査を実施し、最低年 1 回の水質確認を行います。

イ 農薬類と PFOS・PFOA については、原水で監視するものとします。

番号	検査項目	配水場末端の蛇口(浄水)での水質検査回数	
		年 1 回(24 か所)	水質検査を省略する理由
1	アンチモン及びその化合物	●	
2	ウラン及びその化合物	●	
3	ニッケル及びその化合物	●	
4	亜硝酸態窒素 (削除)		平成 26 年 4 月 1 日から検査項目から削除
5	1,2-ジクロロエタン	●	
6	トランス-1,2-ジクロロエチレン (削除)		平成 21 年 4 月 1 日から検査項目から削除
7	1,1,2-トリクロロエタン (削除)		平成 22 年 4 月 1 日から検査項目から削除
8	トルエン	●	
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	●	
10	亜塩素酸	●	
11	塩素酸 (削除)		平成 20 年 4 月 1 日から検査項目から削除
12	二酸化塩素	●	
13	ジクロロアセトニトリル	●	
14	抱水クロラール	●	
15	農薬類		原水で水質検査を行う
16	残留塩素	●	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		水質基準項目で検査するため省略
18	マンガン及びその化合物		
19	遊離炭酸	●	
20	1,1,1-トリクロロエタン	●	
21	メチル-t-ブチルエーテル	●	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		水質基準項目で検査するため省略
23	臭気強度 (TON)	●	
24	蒸発残留物		水質基準項目で検査するため省略
25	濁度		
26	pH 値		
27	腐食性 (ランゲリア指数)	●	
28	従属栄養細菌	●	
29	1,1-ジクロロエチレン	●	
30	アルミニウム及びその化合物		水質基準項目で検査するため省略
31	ペルフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)		原水で水質検査を行う
検査項目数		18	

② 原水

ア 農薬類については、以下の方針に基づいて検査する水源を抽出し、対象となる検査項目を選定して水質検査を実施します。なお、検査時期については、当該農薬の主な使用期間に合わせて設定します。

- a 上流部に水田又は芝畑が広がっている水源のうち、ストレーナー位置（地下水を井戸内に取り込む位置の深さ）が浅い水源
市内での農薬成分ごとの年間使用量が 100kg 以上の農薬を対象とします。
- b 上流 1 km 以内にゴルフ場のある水源
当該ゴルフ場での農薬成分ごとの年間使用量が 1 kg 以上の農薬を対象とします。

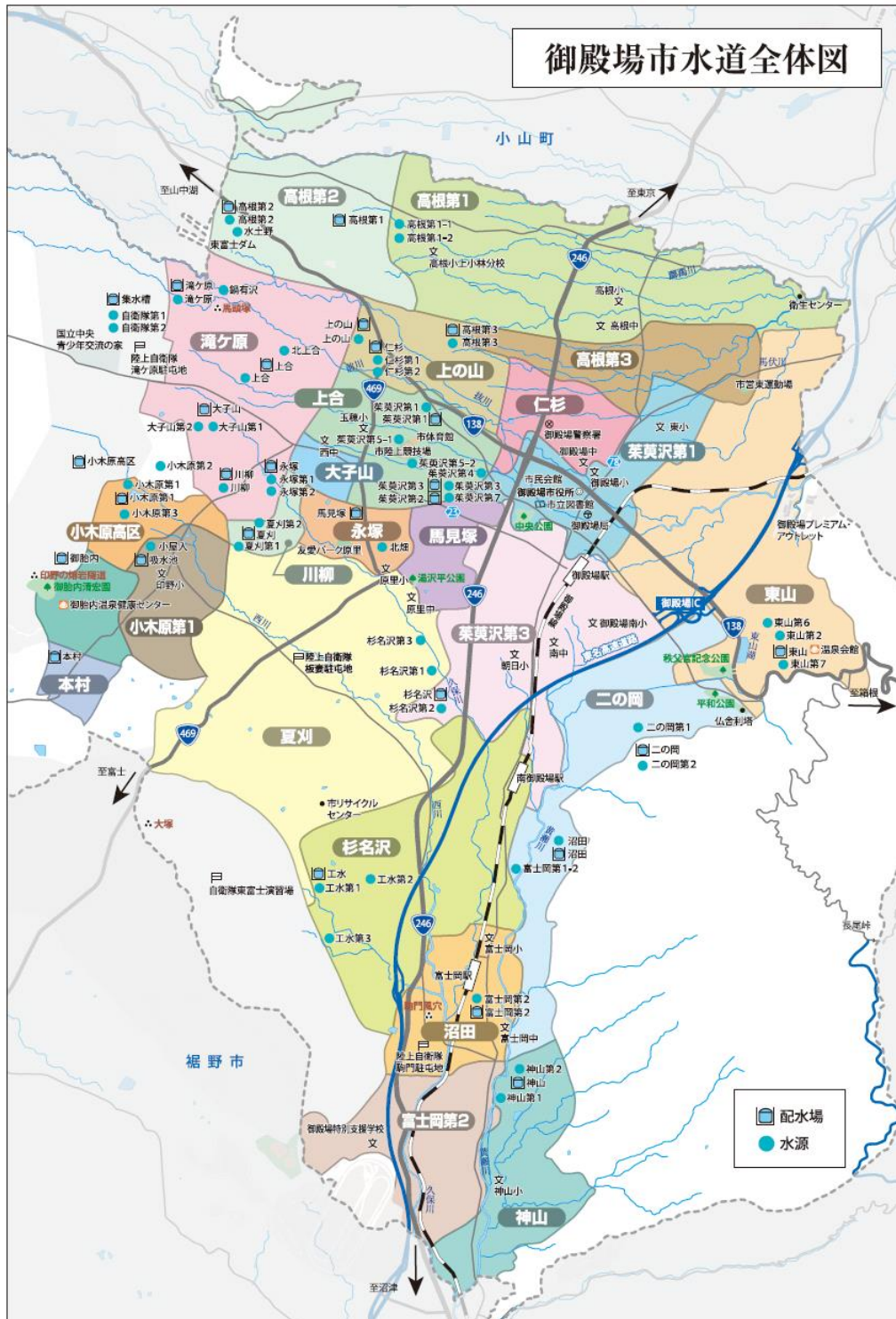
農薬類の検査計画

検査時期	用途	農薬名		水 源 名			
				a			b
				富士岡 第1-2	杉名沢 第1	神 山 第1	東 山 第6
5月	殺虫剤、 殺菌剤	6	アシュラム	○	○	○	
		38	クロロタロニル (TPN)				○
		57	チウラム				○
		108	メトラシキル				○
	除草剤	33	グリホサート	○	○	○	
		61	テフリルトリオン	○	○	○	
		84	ブタクロール	○	○	○	
		106	メコクロップ (MCPP)	○	○	○	
	殺虫剤、除草剤	94	プロモブチド	○	○	○	
	小 計			6	6	6	3
8月	殺虫剤、 殺菌剤	17	イミノクタジン				○
		23	オキシシン銅 (有機銅)	○	○	○	○
		46	ジチオカルバメート系農薬				○
		96	ペンシクロン	○	○	○	
	除草剤	30	キノクラミン (ACN)	○	○	○	
		42	ジクロベニル (DBN)	○	○	○	
		70	ピラクロニル	○	○	○	
		99	ペンタゾン	○	○	○	
	殺虫剤、殺菌 剤、除草剤	27	カルタップ	○	○	○	
		54	ダイムロン	○	○	○	
小 計			8	8	8	3	
合 計			14	14	14	6	

イ クリプトスポリジウム等対策として、指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）の検査を全水源で年4回実施します。

ウ 水質管理目標設定27項目のうち、農薬類及び水質基準項目と重複する8項目を除いた19項目について、年1回の水質検査を実施し、最低年1回の水質確認を行います。（杉名沢第1水源のみ）

5. 採水地点(御殿場市水道全体図)



(1) 浄水

番号	採水場所	番号	採水場所
1	市役所水道庁舎（茱萸沢第1）	13	北畑区第2公民館（永塚）
2	森の腰中央公民館（茱萸沢第3）	14	竈幼稚園（杉名沢）
3	北久原集会所（仁杉）	15	玉穂火防隊第5部（大子山）
4	仁杉区大下組集会所（上の山）	16	桜公園（滝ヶ原）
5	鮎沢公民館（東山）	17	中畑東地区コミュニティ供用施設（上合）
6	沼田区公民館（二の岡）	18	塚原共同墓地（高根第1）
7	町屋中央公民館（富士岡第2）	19	高根第2保育園（高根第2）
8	神山平石共同墓地（神山）	20	山之尻地区コミュニティ供用施設（高根第3）
9	大坂地区コミュニティ供用施設（沼田）	21	消防団第5分団第1部（小木原第1）
10	大沢公民館（馬見塚）	22	時之栖地区コミュニティ供用施設（小木原高区）
11	NPO 法人エコハウス御殿場（夏刈）	23	印野地区丸尾パーク（御胎内）
12	永塚地区コミュニティ供用施設（川柳）	24	印野地区コミュニティ供用施設（本村）

(2) 原水

「御殿場市水道全体図」の水源のとおり

6. 水質検査の方法

蛇口における毎日検査の3項目（色、濁り、残留塩素濃度）を除く浄水及び原水の水質検査は、水道法第20条第3項による厚生労働大臣の登録を受けた「登録水質検査機関」に委託し、国の定めた検査方法に基づいて実施します。

- (1) 委託先の選定にあたっては、検査及び結果の精度と信頼性の観点から、検査データ内部精度管理及び信頼性保証体制等について確認します。また、当年度検査機関に対し精度管理の一環として年1回以上の立入検査を行います。
- (2) 水質基準項目は、全ての項目が自社分析できる検査機関とします。
※農薬類は、検査設備の関係から再委託を認めています。
- (3) 臨時の水質検査においては、少なくとも平日3日で検査結果が出せる検査体制が整備されている検査機関とします。
- (4) 試料の採取及び運搬は検査機関が行います。なお、厚生労働省告示に従い12時間以内に検査を開始できるよう、保冷し破損防止の措置を施したうえ速やかに検査機関に運搬します。

- (5) 検査施設は、静岡県、神奈川県並びに山梨県内に設置されているものとします。
- (6) 蛇口における毎日検査の3項目（色、濁り、残留塩素濃度）については、各配水系統の流末付近に位置する家庭に委託して実施します。

7. 臨時の水質検査

水源又は配水場からの供給水等に次のような水質変化があり、蛇口において水質基準値を超える恐れがある場合には、直ちに給水を停止するとともに、必要に応じて臨時の水質検査を行います。

- (1) 色及び濁りが生じるなど、水質が著しく変化したとき
- (2) 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき
- (3) その他、特に必要と認められるとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息するなど、蛇口の水の安全性が確認できるまで行います。

8. 検査結果の評価

浄水の水質検査結果に基づいて、水質の安全性を判定し評価を行います。原水に関しても同様の評価を行い、水質管理の指標とします。

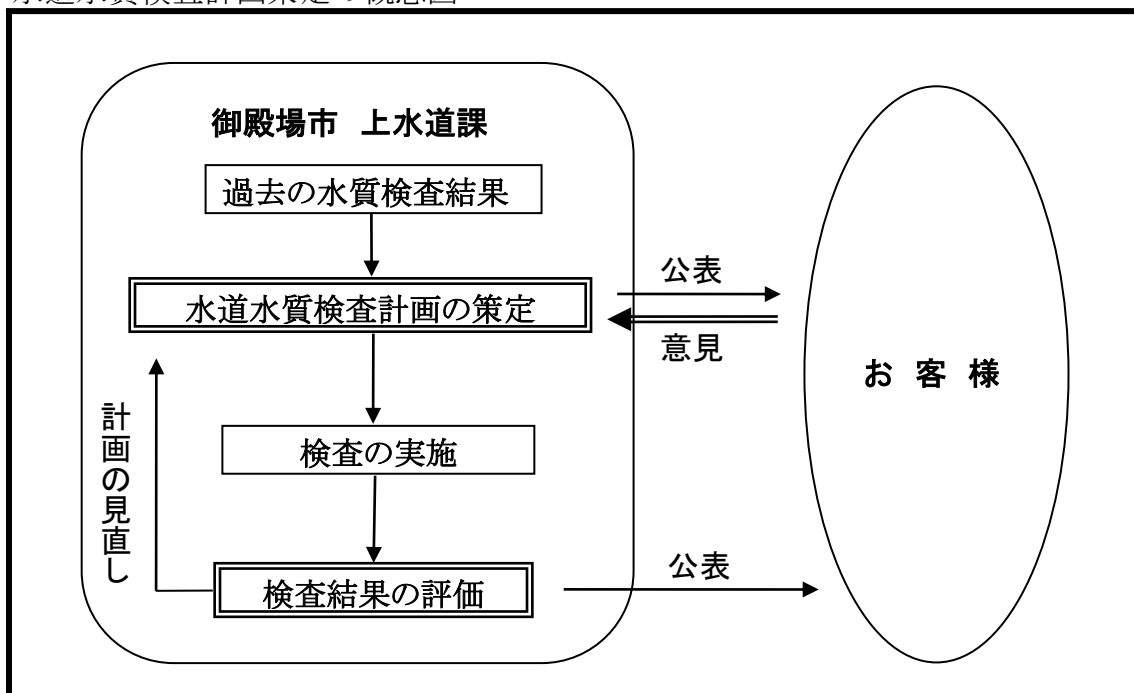
また、水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮して毎年度見直しを行い、計画外の項目については、必要に応じて臨時の水質検査として取り入れていきます。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画書は、水質検査結果やお客様からのご意見などにより、毎年度内容を見直し、作成して水道庁舎及び御殿場市ホームページで閲覧できるようにします。

また、公表した水質検査計画に基づいて水質検査を行い、その結果は一覧表として御殿場市ホームページ及び水道事業年報に掲載します。

水道水質検査計画策定の概念図



10. 関係者との連携

水道水質の管理を万全なものにするために、お客様、国・県及び隣接市町との連携が必要であり、以下の取り組みに努めます。

(1) お客様（ご利用者）との連携

お客様から寄せられる水質に関する苦情や要望には、的確に対応するよう努めます。

(2) 国・県及び隣接市町との連携

地下水汚染等の水質汚染が発生した場合は、お客様はもとより、水道事業を所管する県の関係部署へ通報し必要な助言を受けるとともに、汚染の影響を受ける恐れのある隣接市町へ情報を提供します。

(3) 水質検査委託機関との連携

水質汚染には、素早く的確に対応できるよう、水質検査委託機関との連携に努めます。

資料1 浄水の検査頻度の検討資料

項目番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	水道法の基本検査頻度	過去3年間の全配水池の水質検査結果の最大値(mg/L)	検査結果から判断した検査頻度	本計画で実施する検査頻度	検査頻度の設定理由等
毎1	色	異常でない	1回/1日	—	—	1回/1日	省略不可項目
毎2	濁り	異常でない	1回/1日	—	—		
毎3	残留塩素濃度	0.1 以上	1回/1日	—	—		

項目番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	水道法の基本検査頻度	過去3年間の全配水池の水質検査結果の最大値(mg/L)	検査結果から判断した検査頻度	本計画で実施する検査頻度	検査頻度の設定理由等
1	一般細菌	100 個/ml 以下	1回/1月	8	—	1回/1月	省略不可項目
2	大腸菌	不検出		不検出	—		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	1回/3月	0.0003 未満	1回/3年	1回/1年	(注2)
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下		0.00005 未満	1回/3年		
5	セレン及びその化合物	0.01 以下		0.001 未満	1回/3年		
6	鉛及びその化合物	0.01 以下		0.001 未満	1回/3年		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		0.001 未満	1回/3年		
8	六価クロム化合物	0.02 以下		0.003 未満	1回/3月	1回/3月	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下		0.004 未満	1回/3年	1回/1年	(注2)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		0.001 未満	—	1回/3月	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		0.7	1回/3年	1回/1年	(注2)
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下		0.26	1回/3月	1回/3月	
13	ホウ素 及びその化合物	1.0 以下		0.07	1回/3年	1回/1年	(注2)
14	四塩化炭素	0.002 以下		0.0003	1回/1年	1回/1年	
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		0.005 未満	1回/3年	1回/1年	(注2)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		0.015	1回/3月	1回/3月	
17	ジクロロメタン	0.02 以下		0.0002 未満	1回/3年	1回/1年	(注2)
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		0.0005	1回/3年	1回/1年 (注1)	(注2)
19	トリクロロエチレン	0.01 以下		0.0014	1回/3月	1回/3月	
20	ベンゼン	0.01 以下		0.0002 未満	1回/3年	1回/1年	(注2)
21	塩素酸	0.6 以下		0.1	—	1回/3月	省略不可項目
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.003	—			
23	クロロホルム	0.06 以下	0.001	—			

項目番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	水道法の基本検査頻度	過去3年間の全配水池の水質検査結果の最大値(mg/L)	検査結果から判断した検査頻度	本計画で実施する検査頻度	検査頻度の設定理由等
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	1回/3月	0.003 未満	—	1回/3月	省略不可項目
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		0.001	—		
26	臭素酸	0.01 以下		0.001 未満	—		
27	総トリハロメタン	0.1 以下		0.003	—		
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		0.003 未満	—		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		0.001 未満	—		
30	プロモホルム	0.09 以下		0.001 未満	—		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		0.008 未満	—		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	1回/1年	0.01	1回/3年	1回/1年	(注2)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		0.02 未満	1回/3年		
34	鉄及びその化合物	0.3 以下		0.03 未満	1回/3年		
35	銅及びその化合物	1.0 以下		0.01 未満	1回/3年		
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		12	1回/3年		
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下		0.005 未満	1回/3年		
38	塩化物イオン	200 以下	1回/1月	13	—	1回/1月	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	1回/3月	95	1回/3月	1回/3月	
40	蒸発残留物	500 以下		190	1回/3月		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		0.02 未満	1回/3年	1回/1年	
42	ジェオスミン	0.00001 以下	原因藻類発生時期に月に1回以上	0.000001 未満	1回/1年	1回/1年	藻類の発生が考えられないため、1年に1回の頻度で水質検査を実施します。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		0.000001 未満	1回/1年		
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	1回/3月	0.002 未満	1回/3年	1回/1年	(注2)
45	フェノール類	0.005 以下		0.0005 未満	1回/3年		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	1回/1月	0.3 未満	—	1回/1月	省略不可項目
47	pH値	5.8~8.6		8.6	—		
48	味	異常でない		異常なし	—		
49	臭気	異常でない		異常なし	—		
50	色度	5度 以下		1.0度 未満	—		
51	濁度	2度 以下		0.1	—		

※ 過去3年間とは、令和元年度から令和3年度までの3年間とする。

(注1) 永塚配水池の浄水中のテトラクロロエチレンの水質検査は、1か月に1回の頻度で実施する。

(注2) 3年に1回の頻度に省略できるが、安全性確認のため1年に1回の水質検査を実施する。

お問い合わせ先

〒412-8601 御殿場市萩原483番地

御殿場市役所 上水道課

電話 0550-82-4627

FAX 0550-83-4646

E-mail suido@city.gotemba.lg.jp

水道ホームページ

<http://suido.city.gotemba.shizuoka.jp/>